

令和3年9月6日会議提出議案一覧表（8/30 送致）

- 議案第12号 令和3年度鳥羽市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第13号 令和3年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第14号 鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について
- 議案第15号 鳥羽市離島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例及び鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
- 議案第16号 鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第17号 鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 議案第18号 鳥羽市介護保険条例の一部改正について
- 議案第19号 鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例の一部改正について
- 議案第20号 鳥羽市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第21号 鳥羽市辺地の総合整備計画の策定について
- 議案第22号 令和2年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 認定第1号 令和2年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和2年度鳥羽市水道事業会計決算認定について
- 報告第2号 令和2年度鳥羽市健全化判断比率の報告について
- 報告第3号 令和2年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について
- 報告第4号 令和2年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
- 報告第5号 令和2年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について
- 報告第6号 一般財団法人鳥羽市開発公社及び公益財団法人鳥羽市武道振興会の経営状況の報告について
- 報告第7号 専決処分した事件の報告について  
（令和3年度鳥羽市一般会計補正予算（第5号））
- 報告第8号 専決処分した事件の報告について  
（令和3年度鳥羽市一般会計補正予算（第6号））
- 報告第9号 専決処分した事件の報告について  
（自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）

令和3年9月15日会議提出議案一覧表 (9/8 送致予定)

議案第23号 教育委員会委員の任命について

議案第24号 公平委員会委員の選任について

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(内容については9/6の全員協議会で説明予定)

## 令和3年9月6日会議提出議案概要

議案第12号 令和3年度鳥羽市一般会計補正予算（第7号）

議案第13号 令和3年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）  
（別紙の補正予算の概要を参照）

議案第14号 鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について  
（税務課）

過疎地域自立促進特別措置法の失効を受け、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、地域の持続的な発展を実現するための税制上の措置に関し必要な事項を定める。

<内容>

①対象事業の追加（情報サービス業等）

②固定資産税免除の対象となる取得価格の変更

- ・鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例（平成22年条例第15号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

議案第15号 鳥羽市離島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例及び鳥羽市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について  
（税務課）

租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正により生じた引用条項のずれを整理するため、所要の改正を行う。

議案第16号 鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について  
（市民課）

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した被保険者等に係る、国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例について、適用期間を延長するため、所要の改正を行う。

<内容>

適用期限について「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

議案第17号 鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

(市民課)

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関する特例の適用期間を延長するため、所要の改正を行う。

<内容>

適用期限について「令和3年9月30日」を「令和3年12月31日」に改める。

議案第18号 鳥羽市介護保険条例の一部改正について

(健康福祉課)

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した第1号被保険者等に係る、保険料の減免申請書の提出期限の特例について、適用期間を延長するため、所要の改正を行う。

<内容>

適用期限について「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

議案第19号 鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例の一部改正について

(教育委員会総務課)

市立かもめ幼稚園における預かり保育の保育料と、市立保育所における保育の利用者負担額との不均衡を解消するため、所要の改正を行う。

<内容>

預かり保育の保育料について、国が定める無償化上限額と同額に改定することにより、利用者の負担を「0円」とする。

議案第20号 鳥羽市過疎地域持続的発展計画の策定について

(企画財政課)

持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現するため、鳥羽市過疎地域持続的発展計画を策定したく、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

議案第 2 1 号 鳥羽市辺地の総合整備計画の策定について

(企画財政課)

本市の各離島及び石鏡町辺地の公共的施設の総合整備を進めるため、鳥羽市辺地の総合整備計画を策定したく、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

議案第 2 2 号 令和 2 年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(水道課)

令和 2 年度に生じた利益の処分について、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

<内容>

令和 2 年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金 2 億 418 万 8,925 円の全額を自己資本金に組み入れる。

認定第 1 号 令和 2 年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

(企画財政課)

令和 2 年度における本市の一般会計及び特別会計の決算について監査委員の審査に付したので、その意見を付けて議会の承認を求める。

(単位：千円)

会計区分		歳入	歳出	翌年度繰越財源	実質収支
一般会計		15,401,392	14,888,296	7,500	505,596
特別会計	国民健康保険事業	2,945,715	2,861,953		83,762
	介護保険事業	2,815,798	2,700,175		115,623
	定期航路事業	583,045	583,044		1
	特定環境保全公共下水道事業	154,808	154,807		1
	後期高齢者医療	537,261	533,067		4,194
合計 ( 一般 + 特別 )		22,438,019	21,721,342	7,500	709,177

認定第 2号 令和2年度鳥羽市水道事業会計決算認定について

(水道課)

(1) 収益的収入及び支出 (単位：千円)

収入決算額 1,038,681

支出決算額 1,097,892

差引  $\Delta$ 59,211

当年度純損失 106,055 (損益計算書より)

(2) 資本的収入及び支出

収入決算額 543,157

支出決算額 954,203

差引  $\Delta$ 411,046

<補てん財源>

当年度分消費税及び地方

消費税資本的収支調整額 46,482

過年度分損益勘定留保資金 54,320

減債積立金 130,244

建設改良積立金 180,000

報告第 2号 令和2年度鳥羽市健全化判断比率の報告について

(企画財政課)

- ・実質赤字比率 ー% (黒字のため)
- ・連結実質赤字比率 ー% (黒字のため)
- ・実質公債費比率 9.3%
- ・将来負担比率 52.5%

報告第 3号 令和2年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について

(定期船課)

ー% (資金不足額が生じないため)

報告第 4号 令和2年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について

(水道課)

ー% (資金不足額が生じないため)

報告第 5号 令和2年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について

(水道課)

ー% (資金不足額が生じないため)

報告第 6号 一般財団法人鳥羽市開発公社及び公益財団法人鳥羽市武道振興会の経営状況の報告について  
(別紙の各予算書・決算書を参照)

報告第 7号 専決処分した事件の報告について  
(令和3年度鳥羽市一般会計補正予算(第5号))  
(企画財政課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、選挙費15,000千円を増額する補正予算を令和3年8月12日付で専決処分したので、報告する。

報告第 8号 専決処分した事件の報告について  
(令和3年度鳥羽市一般会計補正予算(第6号))  
(企画財政課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、災害復旧費40,000千円を増額する補正予算を令和3年8月25日付で専決処分したので、報告する。

報告第 9号 専決処分した事件の報告について  
(自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)  
(建設課)

令和3年3月16日午前9時頃、船津町地内の市道船津霊園線において、埋設された排水管の破損により道路陥没が生じ、同所を走行した相手方車両の一部を破損させたので、市はその損害について和解し、賠償した。

損害賠償額：48,778円

相手方：